

1. 世田谷区の「住民参加の街づくり」の現状について、お考えをお示してください。

旧街づくり条例から現行街づくり条例の制定あたりまでは、所謂「住民参加の街づくり」の面で、住民参加とハード整備両面で、成果が挙がりました。

合意形成面では、修復型街づくりの「太子堂2・3丁目地区」。ハード面で最も実績を残したのは上祖師谷4丁目地区、また砧8丁目城山通り沿道地区などです。

平成7年改正のポイントは以下の3つです。

1 条例に理念を謳うことは当時タブーでしたが、住民参加を権利として謳い、手続き上も具体化しました。

2 議会の関与を義務づけました。

3 首長に、住民等が提案した「地区街づくり計画」の案の尊重を義務づけました。

この頃迄は、全国で「西の神戸、東の世田谷」と並び称されました。

しかし運用面では、用途地域の改正に併せた西部地区地区計画の制定あたりから、徐々に丁寧な合意形成よりも行政主導優先が目立ち、西部地域以外の地区でも、合意形成の形骸化が進んだとみています。

議会の関与も、一度も諮られたことがありません。

いまや、世田谷区の街づくりは、「周回遅れのトップランナー」として揶揄されている始末です。

その原因は、「街づくり協議会」の運営が、行政がなにからなにまでお膳立てする傀儡型に墮し、その結果、提案される「地区街づくり計画」やそれを受けて策定される「地区計画」も、住民合意形成のプロセスを軽んじ、真の合意形成を得られていないため、後日反対を受け、どうにもならなくなってしまうという展開が繰り返されています。

今後はむしろ、住民自治の進展のため、「地区街づくり計画」の案の作成に、直接民主制、直接投票を取り入れ、強化すべきです。

2. 以下、現行街づくり条例又は素案についてお尋ねします。

前文を置くことについて、どうお考えですか。符号に をお付けください。

ア. 前文はあった方がよい

イ. 前文はなくてもよい

ウ. その他

国や都の公共事業やその他の都市計画事業も街づくり条例の対象とすることについてどうお考えですか。符号に をお付けください。

ア. 当然である

イ. 場合による

ウ. 必要ない

エ. その他

前問に関連して、現行街づくり条例（素案も同じ）第3条第2号の「事業者」の定義中の「公共的団体」、「それに準ずる団体」とは何を指すとお考えですか。例示でも結構です。

この設問にお答えするに、本来の規定がどうであるべきであったかという視点で回答いたします。

本来、この部分では、街づくり事業の主体となるものを規定する意図であったと考えます。それには、世田谷区も含まれます。

一方で、「区民等、事業者及び区の相互間における信頼」などという相互の関係性を規定する場面では、「区」と「事業者」は別物である形の用語法となっていると考えます。

以上を述べた上で、現行条例では、制定意図と用語法の乖離があるのではないかと考えます。

「公共的団体」

本来、この部分は、国と、東京都や区市町村など地方公共団体（普通地方公共団体と特別地方公共団体）、また東京電力、東京ガス、鉄道事業者、高速道路会社、UR（都市再生機構）など、街づくり事業の大半を担う団体を指していたと史料します。

よって「的」が入っている今の用語法は誤用ではないかと推察します。

また、例えば国であろうが、都であろうが、区内での事業者は、この条例により、区と対等の関係性を持って、区のカウンターパートナーとして規定されていると見ます。

「それに準ずる団体」

本来、ここで「公共的団体」則ち、地方自治法第157条における規定、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。」でいうところの団体を指すのではないかと史料します。

則ち、「農業協同組合、森林組合、漁業会、林業会、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、養老院、育児院、赤十字社、司法保護法等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化教育事業団体等いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれる」（S24.1.13 行政実例）がこれに当たります。

現行街づくり条例（素案も同じ）には、第9条をはじめ「区民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする」との規定がありますが、この措置とは、どのような措置とお考えでしょうか。また、どのような措置が望ましいとお考えですか。都市整備方針策定の場合を例にお答えください。

現状についてお考えの措置

PI、HP や広報紙での告知・意見募集、公募による区民委員を交えた委員会設置など

望ましいとお考えの措置

上記措置を、形骸化させず、真に幅広く意見を聴き、素案の修正も含めた本物の意見聴取を行なうこと。

また、意見簿募集の後には、報告と説明、更にアニュアルレポート、白書など定期報告が必要と考えます。

これは、（進ちよく状況の公表）として、現行条例でも、「第30条 区長は、街づくりに関する施策を適正に実施するため、当該施策の進ちよく状況を取りまとめるとともに、これを公表しなければならない。」として規定されています。則ち白書のことですが、一度も発行されていません。

素案第4章には3,000㎡以上の土地を対象として土地取引行為の届出と建築構想の届出が規定されています。制定による効果についてお尋ねします。符号に をお付けください。

ア．十分効果が上がると思う

イ．一定程度の効果は上がると思う

ウ．もっと小規模な敷地まで対象にしないと効果が上がるとはいえないと思う

エ．その他

別紙を用いてご自由にご意見等をお寄せください。必ずお名前をお書きください。

（この部分については、公開希望又は非公開希望とお書きください。）

以上